

台風等荒天時の対応について

- 1 横浜市南部または居住地の市区町村に次の警報等が発令されていることを判断基準とします。

- ① 「危険警報」のいずれかレベル4以上
- ② 「レベル3大雨警報」と「暴風警報」の両方
- ③ 「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれか

- 2 登校前に、上記1 ①～③の発令状況を確認し、次のとおり対応します。

時刻	警報等の状況	対応
【1】6:00	横浜市南部または居住地に上記①～③のいずれかの警報が発令	自宅待機
【2】8:50	【1】で発令されていた警報等がすべて解除されている場合	3校時より平常授業 (10:50～SHR)
	【1】で発令されていた警報等が継続して発令されている場合	自宅待機
【3】11:30	【2】で発令されていた警報等がすべて解除されている場合	5校時より平常授業 (13:25～SHR)
	【2】で発令されていた警報等が継続して発令されている場合	臨時休業

※気象警報等の発令が解除されていても、自宅周辺の局地的な異常気象や交通障害等により、登校が困難な場合は、保護者の方から学校へ電話または学校・家庭連絡システム「すぐーる」でその旨をご連絡ください。

- 3 登校後に、上記①～③の発令が確認された場合、又は天候の急変が予想される場合には、気象情報や各地の状況に応じて、安全に留意し下校させます。

4 その他

- ・上記原則によらず、例外的な指示をする場合は、学校・家庭連絡システム「すぐーる」により周知する場合があります。
- ・警報の発令時刻は気象庁発表に基づくものとします。

(<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>)